平成２９年（フ）第８２７号
埼玉県朝霞市西弁財１丁目４番２―407号
債務者　轡田　正治
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８４６号
さいたま市緑区大字三室1052番地１　武笠コーポＡ―102
債務者　佐藤　美穂
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８５４号
埼玉県戸田市喜沢南２丁目６番18―102号
債務者　岩佐　壽子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８６７号
埼玉県川口市上青木４丁目８番１号　ジェンティール205号
債務者　前田　　健
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９１９号
さいたま市緑区大字大門2883番地６　エストピア仲Ⅱ101
債務者　大野千代子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６３号
埼玉県越谷市蒲生寿町５番28号　キャステル蒲生壱番館201
債務者　野村　由華
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３４７号
埼玉県入間市大字野田850番地２　セイザンＰ―１　105
債務者　細野　隆司
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４０３号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保316番地32　プラザウィング103号
債務者　宮永　博信
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４２７号
埼玉県入間市東藤沢２丁目６番20号　ラ・ネージュ藤沢201
債務者　木川　治子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４５２号
埼玉県入間市鍵山１丁目15番35号　サントピア101
債務者　村田　恵里
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４８９号
埼玉県川越市大字今福1738番地４（今福団地１号棟302号室）
債務者　千葉　洋子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２１１号
埼玉県羽生市南５丁目10番地８　コーポセリーヌ201
債務者　中田　千秋
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２２５号
埼玉県北足立郡伊奈町大針771　ファインローゼ203、住民票上の住所埼玉県蓮田市東３丁目11番６号
債務者　竹内　麻身
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６７号
千葉県山武郡九十九里町作田1557番地24
債務者　横井　絵里
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第７１号
千葉県大網白里市季美の森南５丁目10番地１
債務者　西山亜希子（旧姓河原田・角田）
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２６号
愛知県一宮市三ツ井７丁目10番２号　ベストハイツ三ツ井Ⅱ205号
債務者　榎　　盛隆
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４２号
北海道岩見沢市鳩が丘３丁目７番３号　フルネスハイツＢ　202号
債務者　原野　孝秋
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第２３５号
盛岡市志家町８番２―403号
債務者　間形　孝之
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部